首都圏における県産品販路開拓業務企画提案競技への質問について(回答)

令和5年6月19日 宮崎県国際・経済交流課

NO	質問事項	質問内容	回答
1	仕様書 4 具体的な委託内容 (3) 首都圏バイヤー の選出および販路開 拓戦略の構築につき まして	百貨店、小売、卸以外に 自社 EC サイトのバイヤー は販路開拓バイヤーとし て選出可能でしょうか。	選出可能です。本業務では、「販路開拓バイヤー」の属性に制限を設けておりません。ただし、仕様書のとおり、「販路開拓マネージャー」の経験、知識、ネットワーク等に基づき、首都圏での販路開拓の戦略作成に資するよう選出してください。
2	仕様書 4 具体的な委託内容 (5)事業参加者等と 首都圏バイヤー等に よる首都圏等での商 談の実施につきまし て	首都圏で実施する商談会に宮崎県内の事業者様が参加する際の旅費交通費は委託費に含みますでしょうか。	含みません。宮崎県から別途予 算措置されることもありません。